

介護保険制度の緊急改善を求める意見書

今年10月から介護保険のサービスを受けるための受付けと認定がはじまります。しかし、月3千円、4千円ともいわれる保険料は、年金受給者も月額1万5千円以上から天引きされることになり、「国保料だけでも大変なのに、とても介護保険料まで払えない」「保険料を払ったら生活できない」という不安と嘆きの声があがっています。

さらに、これだけ高い保険料を毎月支払っていても、いざ介護が必要になったときに「1割もの利用料を払えるのか」「十分なサービスを受けられるという保障があるのか」ということも大きな問題になっています。介護保険の制度の内容や、保険料が強制徴収であることなどの国民の理解も十分にすすんでおらず、このまま実施されれば10月の認定時点や、2000年4月の保険料徴収時点で少くない混乱も予想されます。

全国市長会、町村長会も「解決すべき問題が山積しており、現状のまま推移すれば平成12年の同法施行において、国民の間に大きな不満が噴出することが予想されます」と、政府への制度改善の要望を重ねておこなっています。

政府は、全国の自治体の要望に応える義務と責任があります。高齢者が安心してくらしつづけられる社会のために、介護保険制度への国庫負担金を大幅に増やし、保険料・利用料の引き下げと、低所得者への減免措置を明確にし、サービス提供体制の拡充をすすめることが求められています。

また、国民が安心できる一定のサービスの保障ができるまでの間、保険料の徴収を延期し、その間は現在行われている介護・福祉のサービスが継続されるよう緊急に下記の措置を取られるよう要請します。

記

1．政府は、介護保険の国庫負担を増やして、国民の負担（介護保険料と利用料）を軽くし、市区町村が高齢者に必要なサービスを保障できるようにすること。

2．必要な介護サービスが提供できるように制度の問題点の改革ができるまで、保険料の徴収を延期すること。その間は、国と自治体の責任でサービスを提供し、いまの福祉水準を引き下げない措置をとること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

1999年9月28日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 厚生大臣 大蔵大臣 自治大臣